

アジア型マイマイガ（AGM）不在証明業務開始のご案内

米国・カナダ両国は、日本からアジア型マイマイガ（以下AGM）の侵入の恐れが大きいとして、本年度より、日本を出港して両国に入港する船舶に対する沖合検査を導入することとなりました。具体的には、両国が日本のハイリスク港に指定した港に、ハイリスク期間内に寄港した本船は、両国の港に入港する際に当局機関による沖合検査を受検することが求められます。

この沖合検査制度の緩和措置として、日本国内で登録検査機関が船舶検査を行い検査に合格した船舶に対して発行されるAGM不在証明書を所持することによって、入港前の沖合検査を受検せずに入港することができます。

当協会と（株）日本輸出自動車検査センター（JEVIC）は、平成 19年 4月 27日に[米国農務省（USDA）](#) 及び[カナダ食品検査庁（CFIA）](#) に対して登録申請を行い、両国からAGM不在証明書の登録検査機関としての認定を受け、共同で検査業務を行なう事になりました。

当協会の支部・事業所網は、日本の主要港湾を全て網羅しており、全国ネットワークを活用し、迅速かつ正確な業務対応を致します。

お問い合わせ先：

社団法人 全日本検数協会 本部業務部

TEL：03（5765）2126 担当：坂手・吉村

FAX：03（5440）3395

E-Mail：h-kensal.tm@ancc.or.jp

株式会社 日本輸出自動車検査センター（JEVIC） T

EL：045（521）8527 担当：浜田 FAX：045（521）8510

E-Mail：jevic@jevic.co.jp